協議事項１

鳥取県情報公開条例の一部改正について

平成２０年１１月２２日
小　中　学　校　課

１　条例改正案

改　正　後	改　正　前
目次 第１章　略 第２章　公文書の開示等 第１節　公文書の開示（第５条－第18条の２） 第２節　不服申立てに係る諮問等（第18条の３－第21条） 第３節及び第４節　略 第３章及び第４章　略 附則	目次 第１章　略 第２章　公文書の開示等 第１節　公文書の開示（第５条－第18条） 第２節　不服申立てに係る諮問等（第18条の２－第21条） 第３節及び第４節　略 第３章及び第４章　略 附則
（開示義務） 第９条　略 ２　実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする。 (1)～(6)　略 (7)　小学校の児童、中学校の生徒又は特別支援学校の児童若しくは生徒（以下この号及び第18条の２において「児童等」という。）の全国的又は全県的な学力の実態を把握するため実施される調査の学級ごとの集計結果であって、児童等の数が10人以下の学級に係るもの (8)　略	（開示義務） 第９条　略 ２　実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする。 (1)～(6)　略 (7)　小学校の児童又は中学校の生徒の全県的な学力の実態を把握するため実施される試験の学級ごとの集計結果であって、児童又は生徒の数が10人以下の学級に係るもの (8)　略
（開示請求をしようとするものに対する情報の提供等） 第18条　略	（開示請求をしようとするものに対する情報の提供等） 第18条　略
（全国学力調査情報の使用に当たっての配慮） 第18条の２　全国学力調査情報（第９条第２項第７号に規定する調査のうち全国的な児童等の学力の実態を把握するため実施されるものの調査結果に関する情報であって、特定の学校又は学級を識別することができるものをいう。以下同じ。）の開示決定を受けた者は、この条例の目的及び第４条の規定の趣旨を踏まえ、成長段階にある児童等の心情に配慮し、特定の学校又は学級が識別されることにより学校の序列化、過度の競争等が生じることのないように当該全国学力調査情報を使用しなければならない。	

第２節　不服申立てに係る諮問等 （県が設立した地方独立行政法人に対する不服申立て） 第18条の３　略 （公社に対する不服申立て） 第18条の４　略	第２節　不服申立てに係る諮問等 （県が設立した地方独立行政法人に対する不服申立て） 第18条の２　略 （公社に対する不服申立て） 第18条の３　略

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成21年４月１日から施行する。

（適用区分）

2　改正後の鳥取県情報公開条例第９条及び第18条の２の規定は、この条例の施行の日以後に実施される全国的な児童等の学力の実態を把握するための調査（以下「全国学力調査」という。）の調査結果に関する情報を含む公文書の開示について適用し、同日前に実施された全国学力調査の調査結果に関する情報を含む公文書の開示については、なお従前の例による。

2　パブリックコメント・県政参画電子アンケートの最終結果（１１／６～１１／２０）

区　　分	開示レベル			使用制限を付すこと		
	市町村まで	学校まで	その他	賛　成	反　対	その他
パブリックコメント（１３５件）	(15.6 %) ２１ 件	(11.9 %) １６ 件	(72.6 %) ９８ 件	(43.3 %) ５５ 件	(12.6 %) １６ 件	(44.1 %) ５６ 件
県政参画電子アンケート（１６１件）	(31.7 %) ５１ 件	(64.0 %) １０３ 件	(4.0 %) ７ 件	(45.0 %) ７２ 件	(50.0 %) ８０ 件	(5.0 %) ８ 件

3　１１月議会の日程

１１／２５（火）	１１月議会開会 政調政審（条例改正案の説明）
２６（水）	本会議（条例改正案の追加提案） 総務警察常任委員会（条例改正案の予備調査）
２７（木）	教育民生常任委員会
２８（金）～	代表質問・一般質問・質疑
１２／１６（火）	総務警察常任委員会（条例改正案の審査）
１８（木）	採決 １１月議会閉会

パブリックコメントの結果について

平成 20 年 11 月 21 日
小 中 学 校 課

1　結果の概要

番号	設　問	選　択　肢	件数	%
問1	どのレベルまで開示するか	1. 市町村ごとの調査結果	21	15.6
		2. 学校ごとの調査結果	16	11.9
		3. その他	98	72.6
問2	開示する場合、公文書の使用に制限を付けることについて	1. 賛成	55	43.3
		2. 反対	16	12.6
		3. その他	56	44.1
問3	制限に賛成の場合の理由	1. 児童生徒の健全育成のための教育的配慮	50	46.7
		2. 序列化や過度な競争の防止	50	46.7
		3. その他	7	6.5
		4. 理由無し	0	0
問4	制限に反対の場合の理由	1. 情報公開条例の目的(知る権利)に反する	10	45.5
		2. 憲法の表現の自由(による知る権利)に反する	6	27.3
		3. その他	6	27.3
		4. 理由無し	0	0

パブリックコメント総数 135 件

2　各設問のその他の内容等

問 1

・開示の必要はないと考えるが、開示しなければならないのなら県レベルで十分。

問 2

・「情報」を開示する方針を曲げないというのであれば、制限は必要。

問 3

・制限も必要だが、請求者の意図の確認も必要。

問 4

・頑張っている学校、担任は公表と併せ高く評価。その逆も然り。民間では至極当然。
・開示される情報は公にされ得る情報。支障がある情報は非開示とる。開示するにあたって使用制限を付さなければならないことは情報公開制度ではありえない。

問 5　自由記述

・条例改正の必要を感じない。特定の学校が識別できることが悪いことだとは思わない。
・県議会は県民代表、議会で成立した条例に教育委員会が従わないことは大きな問題。どれだけの保護者が情報公開に反対しているのか見えない。調査結果は公表を。
・HP の経緯では非開示意見の方に説得力を感じる。電子アンケートの開示理由には教育の本質や開示の弊害を考えてないコメントが多数あるのが気になる。すでに保護者に結果を説明している学校もあり、十分に目的が達せられている。
・「全国統一テストの実施・公開」はイギリスで行われて、様々な問題を生み、先月 14 日「１４歳テスト廃止」を発表した。イギリスで起きた問題にしっかりと学ぶべき。
・県の公文書としては、学力テスト結果は特別。審議会メンバーだけでは不十分。大学の教育学専門の教授等を補充して慎重に審議すべき。
・条文に引きずられ全体を見失っている。識者の人選には配慮を。
・結果を受け止め、序列と受け止めない風潮を作っていくべき。配慮事項が良い。
・統計的に信用できない数値に対して、あれこれ言うのは愚か。鳥取県がこれだけ騒いでも他県は知らない顔、鳥取県は今、天下の悪政をしようとしている。
・自分の子の結果は知ることができる。今の状態以上に何を知りたいのか理解できない。

県政参画電子アンケートの結果について

平成 20 年 11 月 21 日
小 中 学 校 課

1 結果の概要

【アンケート会員 294名 回収率54.8%】

番号	設　問	選　択　肢	件数	%
問1	どのレベルまで開示するか	1. 市町村ごとの調査結果	51	31.7
		2. 学校ごとの調査結果	103	64.0
		3. その他	7	4.0
問2	開示する場合、公文書の使用に制限を付けることについて	1. 賛成	72	45.0
		2. 反対	80	50.0
		3. その他	8	5.0
問3	制限に賛成の場合の理由	1. 児童生徒の健全育成のための教育的配慮	49	49.0
		2. 序列化や過度な競争の防止	43	43.0
		3. その他	6	6.0
		4. 理由無し	2	2.0
問4	制限に反対の場合の理由	1. 情報公開条例の目的(知る権利)に反する	59	50.9
		2. 憲法の表現の自由(による知る権利)に反する	33	28.4
		3. その他	23	28.4
		4. 理由無し	1	0.9

2 各設問のその他の内容等

問1

・情報開示は、客観的かつ具体的なものであるべき。包括的なデータではなく具体的なものが必要。それぞれの学校における教育の成果を評価する機会でもあり、開示して当然。
・10名以下であっても開示すべき。目的は、現状に気づき(本人、教師、保護者、地域)どうすべきかを考え、行動するための指標であるべきことだから。

問2

・公文書に制限をつけてまで、開示が必要かどうか疑問。
・厳正に実行できるかどうか不安を感じるが、一定の歯止めも必要。

問3

・現状を把握・改善するための資料は、現場の教員・関係者のみが知ればよいこと。要制限。

問4

・「権利」などという言葉を持ち出すまでもなく、「公開」とはそのような制限が付かないもの。
・児童生徒が自分たちの状況を客観的に把握する一つの機会。正常な競争を促すチャンス。

問5

・子供の教育を「文部省」や「教育委員会」に任せられる状況ではない。国民すべてが現在の実情を正確に知り、「教育とは一体何か」ということを考えなければならない時が来ている。
・学校ごとの成績は、先生の能力評価。我が子を優れた先生の元に通わせたいと思うのは当然の権利。将来は学校選択とし、いい先生は報酬を上げ、能力主義、成果主義を導入。
・序列はすでについている。競争は既にあるし関係者は努力している。いい意味で競争心を培い、レベルアップが図れる。優秀な人材育成のために目標を明らかにすることが重要。
・目的は学力分析し教育施策に反映すること。教育関係業者が競争を繰り広げることは必至であり、子供はそれらに振り回される。開示ありきではなく、原則非開示という考え方もある。
・適度な競争は必要だが過度の競争は格差社会を生み出し社会の不安定要素となる。
・経験から学力によるクラス編成は、学力の格差をひろげる。クラス単位でまで公表すると学力別クラス編成を望む自己中心的な親たちが騒ぎ出し、子供にとってよくない。

全国学力・学習状況調査結果の開示に係る
鳥取県情報公開条例の改正に関する調査

1　調査の目的

国が実施し、小・中学校及び特別支援学校が参加した「全国学力・学習状況調査」の結果については、家庭や地域と情報を共有し、教育力の向上に活用するべきという意見がある一方で、開示請求者が開示内容を公表することにより市町村や学校が序列化され、過度な競争が起こり、子どもたちの健全な育成を阻害するおそれがあるという意見もあります。

県教育委員会では、平成２１年度以降に実施される全国学力・学習状況調査の結果の取扱いについて、「子どもたちの心情に配慮しつつ、県民の皆様に調査結果を有効に活用していただくため、鳥取県情報公開条例を改正した上で、調査結果を開示する」という方向性を確認し、現在、条例改正に向けた検討を行っています。

この度の調査は、県教育委員会で検討中の条例改正素案について、広く県民の皆様から御意見を伺い、今後の参考にしたいと考えているものです。

＜全国学力・学習状況調査の概要＞

調査対象：小学校６年、中学校３年の全児童生徒（含　特別支援学校）
調査教科：国語、算数（中学校は数学）
※生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査も実施。
県教育委員会保有データ：
県内の市町村別及び小・中学校、特別支援学校別の調査結果（公立学校分）

2　調査内容

問１　検討中の素案では、市町村ごとの調査結果及び学校ごとの調査結果（１学校１学級で児童生徒数が１０人以下の場合を除く）を開示することとしていますが、調査結果を開示する場合、どのレベルまで開示するのが妥当だと思いますか。（複数回答可）

1　市町村ごとの調査結果
2　学校ごとの調査結果（１学校１学級で児童・生徒数が１０人以下の場合を除く）
3　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

問２　検討中の素案では、児童生徒の健全な育成のための教育的配慮の観点から、開示した情報の使用に制限を付けることとしています。その場合、「特定の学校または学級を識別できる方法による公表、提供をしてはならない」という制限を付けることも考えられますが、調査結果を開示する場合、公文書の使用にこうした制限を付けることに賛成ですか、反対ですか。賛成・反対どちらにも当てはまらない場合は「３　その他」を選んでご意見を記入してください。

1　賛成
2　反対
3　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

問３　問２で「１　賛成」と回答された方はその理由をお答えください。（複数回答可）

1　児童生徒の健全な育成のため、教育的配慮が必要
2　序列化や過度な競争が生じないようにすべき
3　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
4　理由無し

問４　問２で「２　反対」と回答された方はその理由をお答えください。（複数回答可）

1　県情報公開条例の目的（県民の知る権利の尊重）に反する
2　憲法に定められた表現の自由（による知る権利）に反する
3　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
4　理由無し

問５　検討中の素案に対して、その他の御意見があれば、自由に記述してください。

応募期限

平成２０年１１月２０日（木）必着

応募方法

（１）郵送

〒６８０－８５７０（住所の記載は不要）

鳥取県教育委員会　小中学校課　指導係

（２）ファクシミリ

０８５７－２６－８１７０

（３）電子メール

shouchuugakkou@pref.tottori.jp

（４）県庁県民室、各総合事務所県民局又は県立図書館に設置してある意見箱へ投函

※県民室、各県民局及び県立図書館に調査用紙と参考資料（鳥取県情報公開条例改正検討中素案と全国学力・学習状況調査の概要）を置いています。

（５）各市町村役場で配布する応募用紙の回答用封筒に入れて郵送

※各市町村役場に応募用紙と調査用紙、参考資料（鳥取県情報公開条例改正検討中素案と全国学力・学習状況調査の概要）を置いています。

問い合わせ先

鳥取県教育委員会　小中学校課　指導係

電話：０８５７－２６－７５１２

鳥取県情報公開条例の改正を検討中の素案

関連条項	改　正　等　の　内　容
＜改正＞ 第９条 第２項 第７号 （開示義務）	○「全国的な学力の実態を把握するため実施される試験の学級ごとの調査結果（以下「全国調査結果」という。）であって、児童生徒の数が１０人以下の学級に係るもの」を非開示情報として追加する。
＜新設＞ 第１０条の２ （制限付き開示）	○実施機関は、開示請求に係る公文書に全国調査結果が含まれる場合であって、児童生徒の健全な育成のための教育的配慮が必要と認めるときは、開示請求者に対し、当該情報の使用に関し、制限を付した上で開示決定することができる。 ※制限の例 ・特定の学校または学級を識別できる方法による公表または提供をしてはならない。 ○開示請求者は、上記制限に反して当該情報を使用してはならない。
附則（適用）	○公布の日から施行。 ○平成２１年度以降に実施される全国調査から適用。 ○平成１９・２０年度実施分は、従前どおり非開示。

※（注）実施機関＝県教育委員会

＜参考＞鳥取県情報公開条例抜粋（現行）

（目的）

第１条　この条例は、県政に対する県民の知る権利を尊重して、公文書の開示を求める権利その他情報公開に関し必要な事項を定めることにより、県の諸活動を県民に説明する責務を全うし、もって県民参加による開かれた公正な県政の推進に資することを目的とする。

（適正使用）

第４条　この条例の定めるところにより公文書の開示を請求しようとするものは、これによって得た情報を、この条例の目的に即し適正に使用しなければならない。

（開示義務）

第９条　実施機関は、公文書の開示請求があったときは、当該公文書を開示しなければならない。

２　実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする。

（７）小学校の児童又は中学校の生徒の全県的な学力の実態を把握するため実施される試験の学級ごとの集計結果であって、児童又は生徒の数が１０人以下の学級に係るもの

第１０条　略（「部分開示」の規定：この後に「条件付開示」の規定を新設。）

受付 20.11.21 小中

鳥取県情報公開条例改正案に係る県情報公開審議会の意見

（１１月１４日に定例県教育委員会で示された案に対する意見）

1　鳥取県情報公開条例第９条第２項第７号改正について

・異論なし。

2　「【開示を受けたものの責務】規定の新設」について

・不要であり、適正使用規定については現行の第４条で十分と考える。

＜理由＞

・責務規定を設けることは、「県民の知る権利を尊重する」という条例の本旨（第１条）に反する。

・たとえ責務規定であっても、規定することにより開示請求者を萎縮させることになる。

・全国学力・学習状況調査結果（情報）の使用について責務規定を認めると、他の実施機関の保有する情報についても、このような動きが波及する可能性があり、それによって、条例が骨抜きになっていくことを懸念する。

・適正使用については、責務規定により個々の開示請求者の判断に委ねられることになるが、規定の内容が曖昧なため、個々の請求者により、受け止め方も適正使用の判断も異なる。また、責務が守られたかどうかを検証することも困難である。

3　附則について

（１）「公布の日から施行」について

・異論なし。

（２）「平成２１年度以降に実施される全国調査から適用（１９・２０年度分は、従前通り（非開示）」について

・不要である。

＜理由＞

・当審議会として、平成１９年度実施の全国調査の市町村別・学校別結果の非開示決定については取り消すべきであり、現行条例第９条第２項第７号該当性に十分配慮すべきという意見をつけて答申した経緯があり、平成１９・２０年度実施分の結果についても開示されるべきものと考える。

※参考

上記２について、「昔に比べ、子どもの精神力が弱くなっていることは認められ、それが原因でいじめが発生する実態があり、学校現場としても苦慮しているので、条例第４条の運用・解釈の中に「全国学力・学習状況調査結果の学校または学級別結果の開示を受けた者は、特定の学校や学級を識別できる方法で公表し、または不特定多数の者に提供しない。また、学校の序列化や過度の競争が生じないよう配慮する責務がある。」といった文言を加えてもいいのではないか。」という意見もあったが、上記の内容のとおり全会一致で決定した。

受付 20.11.21 小中

2008年11月21日

鳥取県教育委員会　御中（ＦＡＸ　0857-26-8185）

市民オンブズ鳥取
代表　高　橋　敬　幸
事務局〒683-0067　米子市東町４１０番地
高橋敬幸法律事務所内
ＴＥＬ　０８５９－３４－１９９６
ＦＡＸ　０８５９－３４－４２３１

意　見　書

意見の趣旨

条例改正のうち、「開示を受けた者の責務」の改正は、設けるべきではない。

意見の理由

１　現在、「全国学力・学習状況調査」の結果の開示について、鳥取県情報公開条例の改正が検討されており、下記条例新設をすることとされている。

記

【開示を受けた者の責務】

○全国学力調査に関する情報のうち学校又は学級ごとの結果の開示を受けた者は、当該情報の使用に当たって、この条例の目的及び第４条（適正使用）の規定の趣旨に基づき、次の責務を有するものとする。

特定の学校や学級を識別できる方法で公表し、又は不特定多数の者に提供しないことなど、児童等の心情に配慮すること

学校の序列化や過度の競争が生じないよう配慮すること

２　しかしながら、以下に述べるように、同新設条例にはなお多くの問題を含んでおり、その新設をすべきではない。

(1)　「特定の学校や学級を識別できる方法で公表し」について

得た情報をどう使うかは、原則的に情報公開請求者の自由である。

すなわち、この制度が、民主主義に資するための制度である以上は、例え

ば、請求者が得た情報を分析して分析結果をインターネット等で発表したり、分析結果を議論の題材として使用したりすること等が考えられるが、そのような場合に、学校・学級の識別もそのデータとして使用することがある。そのような使用を制限することは、情報公開を認めた本来の趣旨に反する。

また、地域でよりよい教育を求めるための議論を地域の人が、あるいは県民レベルで議論することもあるが、そのために識別データが必要であることも考えられ、そのような使用を制限することは、条例の本来の趣旨に反する。

また「公表」とは、インターネットで公表することに限らず、マスコミが報道に使用することも含まれているが、報道の自由の規制にも繋がる極めて重大な問題であり、規制すべきではない。

(2) 「児童等の心情に配慮すること」について

「児童等の心情」が何かが明らかでない。

識別データの公表を児童が望んでいないという趣旨のようだが、本当にそうなのか？子ども達の真意はそこにあるのか？児童は、学校や学級が識別されること以外に不安や不満を抱えていることが多いと思われる。

児童の心情がどのようなものであり、どのような心情に達しているかは、児童の心情を正しく分析しない限り明らかにならないし、未だに明らかになっていない。識別データを公表することで児童がそのような心情に達しているという断定はできない。

(3) 「学校の序列化や過度の競争が生じないよう配慮すること」について

① 学校の序列化や過度の競争が発生するというが、何故、起きているかは、全国学力・学習状況調査結果の公表によって起きている訳ではなく、その根拠は、父、母、家庭がおかれている状況によって生じており、貧困化、格差の問題が大きな原因として指摘されている。決して全国学力・学習状況調査結果を公表することが学校の序列化や過度の競争に繋がっているのではない。

「過度の競争」についても全国学力・学習状況調査結果を公表することによって生ずるのではなく、未だに学歴を偏重した企業や社会の在り方、未だに大学合格者数を高校毎に表示して売りつけている大手新聞社の名前を冠した週刊誌等々、その原因は他にあり、そこを不問に付したまま本件公表を規制することは間違いである。

② 日本弁護士連合会は、本年2月15日に、「全国学力調査に関する意見書」を公表している。

i 同意見書の「意見の趣旨」によれば、「文部科学省が小学校第6学年、中学校第3学年の全児童生徒を対象として、いわゆる悉皆調査として2007年4月24日に実施し、かつ、2008年以降も継続的に実施し

ようとしている全国学力調査は、学校教育現場にテスト成績重視の風潮、過度の競争をもたらし、教師の自由で創造的な教育活動を妨げ、文部科学大臣の教育に対する「不当な支配」（教育基本法１６条１項）に該当する違法の疑いが強い。また、このような事態は、子どもの全人格的な発達を阻害するほか、障害のある子どもに対する差別を招くなど、子ども一人ひとりの個性に応じた弾力的な教育を受ける権利を侵害するおそれが大きい。よって、当連合会は、２００８年以降において、全国学力調査を、２００７年と同様の方法によるいわゆる悉皆調査として実施することに反対するとともに、学力調査の方法につき、調査対象とする学校及び児童生徒を抽出する方法によるいわゆるサンプル調査とするなど、上記のような問題が解消されるような方法に改められるよう求める。」とされている。

ii　また、同意見書の「意見の理由」によれば、「公表の問題については、現時点においても、まず、文部科学省は、都道府県ごとの結果を公表しているし、市町村も、域内の小中学校の平均正答率等を公表する自治体が出てきている。中には、学校ごとの結果を公表することを予定している自治体もある。このように、公表するかどうかは、基本的に、各地方自治体の判断に委ねられており、対応はまちまちである。一方、学力テストの結果についての情報公開請求に対して、行政の非開示の判断が誤りであるとしてこれを覆した司法の判断が高裁レベルでなされ（前記大阪高裁２００７年１月３１日判決）、確定している。」

「文部科学省が小学校第６学年、中学校第３学年の全児童生徒を対象として、いわゆる悉皆調査として２００７年４月に実施し、かつ、今後も実施しようとしている全国学力調査は、以上述べたような、問題の難易度、結果の公表、情報公開制度、毎年実施の継続性等を前提とするのであれば、教育現場における成績重視の風潮、過度な競争を招来し、教師の自由で創造的な教育活動を妨げ、文部科学大臣の教育に対する「不当な支配」（教育基本法１６条１項）に該当する違法の疑いが強い。また、子どもの立場からすれば、子どもたち全体が学校現場における過度の競争にさらされ、継続的な肉体的・精神的負荷を抱え込み、全人格的な発達を阻害されるばかりか、障害のある子どもは差別を受けるなど、１人１人の個性に応じた弾力的な教育を受ける権利を侵害されるおそれが大きい。このような事態は、全国学力調査が必要であると考えたとしても、正当化することができないものである。ところで、学力調査の方法としては、全国一斉の悉皆調査は一般的なものではなく、我が国も参加したＰＩＳＡ（ＯＥＣＤ生徒の学習到達度調査）、ＴＩＭＳＳ（国際教育到達度評価学会（ＩＥＡ）によ

る国際数学・理科教育動向調査）などは、調査対象とする学校及び児童・生徒を抽出する、いわゆるサンプル調査であり、また、米国において全米規模で定期的に行われている学力調査（ＮＡＥＰ）もサンプル調査である。このような方法による学力調査であれば、上記のような問題点も解消され得るものと考えられる。」

としている。

③ 問題は悉皆調査を含めてこのような全国学力・学習状況調査のテストをすることがいいことなのかどうか、その可否を問題とするべきであって、教育委員会は、その点から抜本的に見直すべきである。条例改正案が「児童等の信条に配慮する」なら尚更である。

3 本件改正条項での規制は本末転倒である。

受付
20.11.20
教育総務課

２００８年１１月２０日

鳥取県教育委員会委員長
山　田　修　平　　様

鳥取県弁護士会
会　長　　大田原俊輔

鳥取県弁護士会長印

要　　請　　書

当会では、別紙のとおり「『全国学力・学習状況調査』の結果の開示に係る鳥取県情報公開条例改正の検討に際しての会長声明」を発しました。

本書面のとおり貴職に送付します。本声明の趣旨に沿った対応をしていただきますよう要請いたします。宜しくお願いいたします。

「全国学力・学習状況調査」の結果の開示に係る 鳥取県情報公開条例改正の検討に際しての会長声明

1　はじめに

現在、「全国学力・学習状況調査」（以下「学力テスト」という。）の結果の開示について、鳥取県の情報公開条例の改正が検討されており、当初案では使用制限付き開示とされていたが、パブリックコメント期間中の平成２０年１１月定例教育委員会において「特定の学校や学級を識別できる方法で公表し、又は不特定多数の者に提供しないなど、児童等の心情に配慮すること」及び「学校の序列化や過度の競争が生じないよう配慮すること」を「開示を受けた者の責務」とする修正案が出されたようである。

2　「知る権利」「情報公開制度の意義」からの問題点

情報公開は、個人の知る権利によって行政情報が広く市民の共有される結果、行政を統制し、民主的な意見形成を促す公益的制度である。当初の改正素案のように公開された情報について使用制限を課すことは、この情報公開の意義を骨抜きにするものでありおよそ許されないものであるが、これが「責務規定」になったとしても、条例の一般的な配慮規定に重ねてこの点を強調することにより萎縮的効果が発生し、同様の問題が生じるおそれがある。具体的には、「責務規定」が存在する場合、報道機関は配慮に基づき報道を控えるべきとなる。その結果、学力テストの学校別の結果を知りたい児童生徒・保護者・地域住民等は、報道機関等を通じて結果を知ることができず、すべて自ら情報開示請求を行うことを要求されるか、さもなければ不正確な口コミ情報に頼らざるを得ないこととなり、この情報をもとに地域の教育問題についての民主的意見形成を図ることが困難となる。この度、悪しき前例が作られれば、同様の条文が後発することにより、情報取得者に大きな負担を負わせるものとなり、その萎縮的効果から鳥取県のみならず全国的な情報公開の流れが大きく後退する恐れがある。このように今回の条例改正には「知る権利」「情報公開制度の意義」の観点から重大な問題がある。

また、そもそも情報公開条例に基づいて開示された情報は、他人の権利や公の秩序等を害さないものとして開示されたもののはずであり、この点からも開示しつつ利用上の配慮を特別に責務とすることは、自己矛盾でもある。

3　子どもの権利からの学力テスト、その情報公開の評価

他方、学力テストの学校別の結果の公表が、学校の序列化、過度の競争等の弊害をもたらすという懸念は、子どもの人権の観点からは確かに考慮に値する。しかし、この懸念は、単純に情報公開によってもたらされるものと理解するべきものではない。より根本的には現行の学力テストの実施自体が子どもの人権侵害たり得るのである。

すなわち、学力テストの結果は、市町村や学校毎に数値化されたものであるがために、その数値の高低に関心が行くことは避けられない。そして、数値の向上に各教育委員会・学校関係者が腐心し、数値の上下により児童生徒・保護者の劣等感・優越感がもたらされ、ひいては教育の本義が没却されかねない。全国的には、学校関係者が解答用紙を改竄して正答率を挙げていた事例すら報告されているのである。

そもそも教育は、現場の教師と子どもとの間の直接の人間的接触を通じ、子どもの適性に応じて弾力的に行われなくてはならない。子どもは、その学習要求を充足するための教育を自己に施すことを大人一般に対して要求する権利を有し（憲法２６条、旭川学力テスト事件最高裁大法廷判決）、そのような子どもの学習権に対応して、子どもの教育は、子どもの人格、才能並びに精神的及び身体的な能力を最大限度まで発達させることを指向すべきものとされている。（子どもの権利条約２９条１項(a)）。

これに対し、学力テストの目的は、文部科学省によると、①「全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上という観点から、各地域における児童生徒の学力・学習状況を把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る」、②「各教育委員会、学校等が全国的な状況との関係において自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図る」とされている。

しかし、①との関係では、学力テストは全国悉皆調査である必要は存在せず、サンプル調査で足りる。また②との関係では、前述したように学力テストはその効用よりも弊害のおそれが大きいのである。なお、この点については日本弁護士連合会が平成２０年２月１５日に出した「全国学力調査に関する意見書」において、同様の指摘を行っている。

本件の情報公開を巡る錯綜した議論状況の根本の原因は、公表すると弊害が生じるような情報を行政機関が取得していること自体にある。学力テストの実施の問題性から離れて、情報公開のみを議論していることが誤りである。「教育及び教育施策の成果と課題を把握し、改善を図る」ために学力テストを実施しながら、その取得した基礎情報を、教育成果・課題の把握と改善点の検討のために共有できないというのは、学力テストそのものの在り方に問題があるのである。この調整を上記のようなサンプル調査というような手法ではなく、情報公開の場面で行おうとすること自体が、「公開するために集めた情報を公開できない」という背理となっているのである。

また、今回の議論においては、一番の当事者である子どもたちの意見を十分にくみ取る手続きが取られているとは言い難い。子どもの権利条約１２条は「子どもに影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利」を規定するが、今回のケースについては情報公開のあり方のみでなく、学力テスト自体の当否を含め、できる限り子どもの意見をも踏まえて十分に慎重な議論が尽くされるべきであった。

４　結論

よって、鳥取県弁護士会は、上記のような誤った議論状況に警鐘を鳴らすとともに、

① 各市町村教育委員会は、学力テスト自体が孕む問題点を十分に斟酌し、子どもの意見を十分にくみ取った上で、現状の学力テストへの参加について、再検討すること。

② 鳥取県は、各市町村に対する現状の学力テストへの参加要請の在り方について、再検討すること。

を求めるものである。

２００８（平成２０）年１１月２０日

鳥取県弁護士会

会 長　　大 田 原 俊 輔

20.11.17

千葉県オンブズ　第0803号
2008年11月14日

鳥取県情報公開条例の改正に反対する意見書

鳥取県教育委員会委員長　山田修平　殿
鳥取県知事　　平井伸治　殿

千葉市中央区中央３－１５－６
やまちょうビル６階　渚法律事務所内
千葉県市民オンブズマン連絡会議
代表幹事　　広瀬　理夫

当会は千葉県を中心として活動している市民オンブズマンで、１９９５年に発足し、情報公開による国および地方自治体の不正・不当を追及して活動している団体です。

全国学力・学習状況調査の市町村別、学校別の結果の公開に関し、開示請求を受けた鳥取県教育委員会は非開示を決定し、異議申し立てを受けた情報公開審議会は、これを開示すべしと答申した。答申を受けた県教育委員会は、非開示を決定した。　さらに、開示される情報に対して開示請求者に制約をかけるべく県条例を見直す、との報道に接しています。

情報公開は民主主義の根幹であり、また情報公開制度を恣意的に運用することは地方分権を求めている全国の自治体にとっても悪影響をもたらすものです。この観点から、以下について申し入れます。

記

１．情報公開法では行政情報は原則公開するべきであると定めている。

しかし、開示しないことに合理的な理由が在る情報を、不開示情報として出来る限り明確かつ合理的に定めることにより、開示しないことができる、としている。

また、開示の請求については、開示請求者に対し、開示請求の理由や利用の目的等の個別的事情を問うものではない、とされている。

3．情報公開法では、情報の請求に対しては、開示もしくは不開示の決定が規定されているのみである。

また、開示とは公にすることを前提とすることであり、公にすることにより正当な利益を害する恐れがあるものついては、法も不開示とすることを認めているのであって、公にすることが不都合であるから、使用制限つきの開示ということは、憲法に立脚した国民主権の実現を規定する情報公開法の精神に反するものであって、一県の条例であるとしても看過することは出来ないのである。

よって、貴県の、開示請求者に制約をかける情報公開条例の改正は取りやめること。

以上

20.11.14

2008年11月12日

「使用制限」を含む情報公開条例改正の撤回を求める請願

鳥取県教育委員会委員長　山田修平　　殿

請願者　　特定非営利活動法人　情報公開クリアリングハウス
理事長　森田明
〒160-0005　東京都新宿区愛住町3貴雲閣ビル108
TEL.03-5269-1846　FAX.03-5269-0944
URL　http://clearing-house.org/
e-mail　icj@clearing-house.org

鳥取県教育委員会請願規則に基づき、以下のとおり請願を提出します。

［請願の要旨］

「使用制限」を含む情報公開条例改正を撤回することを求めます。

［請願の理由］

貴教育委員会小中学校課指導係は「検討中の素案」として、以下の規定の新設を提示しています。

〈新設〉 第１０条の２ （制限付き開示）	・実施機関は、開示請求に係る公文書に全国調査結果が含まれる場合であって、児童生徒の健全な育成のための教育的配慮が必要と認めるときは、開示請求者に対し、当該情報の使用に関し、制限を付した上で開示決定することができる。 （制限の例） 特定の学校または学級を識別できる方法による公表または提供をしてはならない。 ・開示請求者は、上記制限に反して当該情報を使用してはならない。

この規定には、以下に指摘するような重大な問題点が含まれています。

１．鳥取県議会「全国学力・学習状況調査結果の開示を求める決議」の趣旨に反する

2008年10月14日の上記決議は、全国学力・学習状況調査結果の市町村別・学校別のデータの開示を強く求めるとともに、「調査結果を社会全体で有効に活用する」ことの

重要性を指摘しています。開示された情報の公表・提供を禁止する「使用制限」は、県議会が求める「社会全体」での活用を否定するもので、決議の趣旨に反します。これは、調査結果の情報公開に積極的な議会の総意を軽視するものといえます。

2．憲法 21 条 1 項が保障する表現の自由、報道の自由を侵害し、同条 2 項が禁止する「検閲」にあたるおそれが強い

当法人が 11 月 5 日に提出した「『使用制限』を含む情報公開条例の改正に反対する意見書」で指摘したとおり、開示した情報について「公表または提供してはならない」とする「使用制限」は市民の表現の自由や報道機関の報道の自由を侵害するものです。また、憲法が明確に禁止する「検閲」にあたるおそれもあります。

これについて、規定に罰則等の強制力がないことから「検閲」にはあたらないとする見解もあるようです。しかし、新設の規定の性格及び内容を考えると「検閲」といわざるを得ません。「使用制限」は行政処分としての開示の条件であり、「制限に反して当該情報を使用してはならない」との念押しもされていることから、「使用制限」に反して公表・提供した場合の処分の変更や何らかの制裁を想起させるため、請求者に対する事実上の強制力があるからです。

3．請求の目的を問わない情報公開制度の趣旨に反する

情報公開制度は国や自治体が保有する情報について開示の範囲と方法を定めるものです。開示の是非はあくまでも請求のあった情報の内容に応じて判断すべきものであり、請求の目的や開示された情報の使用内容・方法を問うものではありません。鳥取県情報公開条例が開示請求にあたりこれらの記載を求めていないのは、こうした制度の趣旨を踏まえているからです。それにもかかわらず、条例改正で「使用制限」を盛り込むことは情報公開制度の趣旨に反するもので、制度の根幹を危うくするものです。

4．必要なのは「制限付き開示」ではなくでは「説明付き開示」である

全国学力・学習状況は小学 6 年生及び中学 3 年生の国語と算数・数学だけについて実施するものであり、その調査結果が学力と同視されることの問題性を当法人も理解しています。そもそも学力は日々変化するものであり、特定の時点での課題をとらえて今後に生かすのがテストの役割です。調査結果だけで学校や子どもの優劣が決め付けられることは絶対に避けなければなりません。

しかし、そのことは調査結果を非開示にし、「使用制限」を正当化する根拠にはなりません。調査結果の開示に伴う誤解・混乱を懸念するのであれば、それは「制限付き開示」ではなく「説明付き開示」によって対応すべきです。「説明付き開示」とは、上記のような全国学力・学習状況の趣旨や調査結果に対する正しい理解について、開示の際に請求者に説明することであり、合わせて社会全体にも周知徹底することです。

貴教育委員会が行うべきは、「使用制限」という形で誤解・混乱の未然防止を開示請求者に委ねることではなく、自らの説明責任を徹底的に果たすことです。文部科学省の「平成 20 年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」（以下、「実施要領」）が、「調査結果の公表にあたっては、本調査の結果が学力の特定の一部分であることなどを明示す

ること。また、数値の公表にあたっては、それにより示される調査結果についての読み取り方を併せて示すこと。」としているのも同じ趣旨です。

5．市町村及び学校の自主的な公表を促すべきである

そもそも開示請求という形でしか調査結果を明らかにしない消極的姿勢が問題の主因です。別紙として、東京都墨田区の中学校が自校のホームページを通じて全国学力・学習状況調査結果を公表した例を添付しました。区内の小中学校はすべて同様の取り組みを行っています。このように市町村及び学校が自主的な公表を行えば、「使用制限」は無意味で不要です。

文部科学省の「実施要領」も「市町村教育委員会が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすため、当該市町村における公立学校全体の結果を公表することについては、それぞれの判断にゆだねること。また、学校が、自校の結果を公表することについては、それぞれの判断にゆだねること。」とし、東京都墨田区のような「それぞれの判断」による公表を否定していません。

都道府県教育委員会としての貴教育委員会が果たすべき役割は、すでに調査結果を自主的に公表・提供している例を市町村教育委員会に提示し、「それぞれの判断」を通じて保護者や地域住民に対する説明責任を果たすことを促すことです。それこそが鳥取県議会の「全国学力・学習状況調査結果の開示を求める決議」の趣旨にかなうものだと考えます。

当法人は、さまざまな機会を通じて、「積極的な情報公開」に取り組む先進県として貴県を紹介してきました。その名に恥じぬような熟慮と英断に期待しています。

［添付資料］学校が自主的に調査結果を公表した例（東京都墨田区立墨田中学校）

別紙－１：学力向上を図るための調査結果および今後の取り組み

別紙－２：（様式１）結果公表について

別紙－３：（様式２）本校の調査結果

別紙－４：（様式３）本校の現状と授業改善の方向

なお、鳥取県教育委員会請願規則第４条の「請願者からの説明の聴取」を貴教育委員会が必要と考え、かつ日程的に当法人理事の出席が可能なときは、本請願の趣旨の説明及び質疑応答に赴く用意があることを申し添えます。

以上

40155

◆Since
H15.09.01
◆Last
Update
H20.11.05

- HOME
- 学校長より
- 学校紹介
- 墨中だより
- 学力向上
- 教職員紹介
- 給食の献立
- 部活動
- アクセス
- リンク

Copyright (c)
2002-2008
Sumida
Junior
Highschool
All rights
reserved.

学力向上を図るための調査結果 および今後の取り組み

墨田区立墨田中学校
The Official Website of SUMIDA Junior High School

●文部科学省　平成20年度「全国学力・学習状況調査」結果
(様式1)結果公表について
(様式2)本校の調査結果
(様式3)本校の現状と授業改善の方向

●平成20年度　授業改善プラン
・学力向上を図るための全体計画
・授業改善プラン

このページのリンク先は、PDFファイルになっておりますので、ご覧いただくにはAdobe Readerが必要です。 Adobe Readerは無償でダウンロードできます。

●平成20年度「開発的学力向上プロジェクト」
学習到達度調査速報値

平成20年度「開発的学力向上プロジェクト」学習到達度調査速報値

様式１

平成２０年度「全国学力・学習状況調査(文部科学省)」における「教科に関する調査」結果の公表について

平成２０年９月３０日
墨田区立墨田中学校

文部科学省が、小学校第６学年及び中学校第３学年を対象に、本年４月２２日(火)に「全国学力・学習状況調査」を実施しました。
その結果が８月２９日(金)に公表されましたので、本校の結果についてお知らせします。

１　調査の目的

(1) 国が、全国的な義務教育の機会均等と水準向上のため、児童・生徒の学力・学習状況を把握・分析し、教育の結果を検証、改善を図る。
(2) 各教育委員会、学校等が、全国的な状況との関係において自らの教育の結果を把握し、改善を図る。
(3) 各学校が、各児童・生徒の学力・学習状況を把握し、教育指導や学習の改善等に役立てる。

２　調査の概要

(1) 調査対象教科及びＡ問題・Ｂ問題について
調査対象教科は、国語及び算数・数学で、それぞれＡ問題とＢ問題で構成されています。

【Ａ問題】：主として「知識」に関する問題	【Ｂ問題】：主として「活用」に関する問題
・身に付けておかなければ、後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容 ・実生活において不可欠であり、常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能など	・知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力などにかかわる内容 ・様々な課題解決知識を応用したり、様々な課題を解決したりする力を見る問題

(2) 調査の内容について

教科	問題	内容例
国語	Ａ	漢字の読み書き、文章の推敲、小見出しを書くこと、段落の内容をとらえることなど
	Ｂ	人物や場面の描写をとらえること、必要な情報を読み取って書くことなど
算数・数学	Ａ	四則演算を正しくすること、身の回りの量の単位と測定の理解、図形の性質の理解、数量の関係を表すことなど
	Ｂ	物事を数・量・図形などに着目し的確にとらえること、情報を分類整理したり必要なものを適切に選択したりすること、筋道を立てて考えることなど

３　調査結果の読み取り方

(1) 調査結果の「正答率」は、全問正解だった場合を100とした場合の数値です。「平均正答率」とは、それぞれ学校、東京都、全国の各児童・生徒の「正答率」を合計し、平均したものです。
(2) 「全国学力・学習状況調査結果から分かった本校の現状と授業改善の方向等について」は、各学校が学校全体の調査結果を分析し、学校の現状とこれから取り組んでいく改善の方向等を示したものです。
(3) 今回の調査結果は、学力の特定の一部分であり、児童・生徒の学力すべての状況を表したものではありません。

４　その他

墨田区全体の結果については、区のホームページをご覧ください。

様式2-2

平成20年度「全国学力・学習状況調査(文部科学省)」における「教科に関する調査」結果

平成20年9月30日
墨田区立墨田中学校

1 国語

教科	内容ごとの平均正答率			観点ごとの平均正答率		
	内容		平成20年度	観点		平成20年度
国語A	話すこと・聞くこと	平均正答率	86.0%	国語への関心・意欲・態度	平均正答率	90.3%
		東京都(公立)	81.1%		東京都(公立)	84.0%
		全国(公立)	80.1%		全国(公立)	87.3%
	書くこと	平均正答率	59.7%	話す・聞く能力	平均正答率	86.0%
		東京都(公立)	57.4%		東京都(公立)	81.1%
		全国(公立)	55.2%		全国(公立)	80.1%
	読むこと	平均正答率	74.0%	書く能力	平均正答率	59.7%
		東京都(公立)	70.2%		東京都(公立)	57.4%
		全国(公立)	71.0%		全国(公立)	55.2%
	言語事項	平均正答率	78.3%	読む能力	平均正答率	74.0%
		東京都(公立)	74.8%		東京都(公立)	70.2%
		全国(公立)	75.2%		全国(公立)	71.0%
	総合	平均正答率	77.2%	言語についての知識・理解・技能	平均正答率	78.3%
		東京都(公立)	73.5%		東京都(公立)	74.8%
		全国(公立)	73.6%		全国(公立)	75.2%
国語B	話すこと・聞くこと	平均正答率		国語への関心・意欲・態度	平均正答率	53.1%
		東京都(公立)			東京都(公立)	46.5%
		全国(公立)			全国(公立)	46.9%
	書くこと	平均正答率	53.1%	話す・聞く能力	平均正答率	
		東京都(公立)	46.9%		東京都(公立)	
		全国(公立)	46.7%		全国(公立)	
	読むこと	平均正答率	65.6%	書く能力	平均正答率	53.1%
		東京都(公立)	61.4%		東京都(公立)	46.9%
		全国(公立)	60.8%		全国(公立)	46.7%
	言語事項	平均正答率	61.1%	読む能力	平均正答率	65.6%
		東京都(公立)	59.7%		東京都(公立)	61.4%
		全国(公立)	60.5%		全国(公立)	60.8%
	総合	平均正答率	65.6%	言語についての知識・理解・技能	平均正答率	61.1%
		東京都(公立)	61.4%		東京都(公立)	59.7%
		全国(公立)	60.8%		全国(公立)	60.5%

様式2-2

2　数学

教科	内容ごとの平均正答率				観点ごとの平均正答率		
	内容		平成20年度		観点		平成20年度
数学A	数と式	平均正答率	67.6%		数学への関心・意欲・態度	平均正答率	
		東京都(公立)	67.5%			東京都(公立)	
		全国(公立)	68.0%			全国(公立)	
	図形	平均正答率	66.8%		数学的な見方や考え方	平均正答率	
		東京都(公立)	62.5%			東京都(公立)	
		全国(公立)	62.7%			全国(公立)	
	数量関係	平均正答率	60.3%		数学的な表現・処理	平均正答率	62.5%
		東京都(公立)	57.6%			東京都(公立)	61.5%
		全国(公立)	58.6%			全国(公立)	62.5%
	総合	平均正答率	64.9%		数量、図形などについての知識・理解	平均正答率	67.0%
		東京都(公立)	62.6%			東京都(公立)	63.5%
		全国(公立)	63.1%			全国(公立)	63.6%
数学B	数と式	平均正答率	56.9%		数学への関心・意欲・態度	平均正答率	
		東京都(公立)	52.6%			東京都(公立)	
		全国(公立)	54.2%			全国(公立)	
	図形	平均正答率	64.9%		数学的な見方や考え方	平均正答率	50.8%
		東京都(公立)	59.1%			東京都(公立)	47.1%
		全国(公立)	57.6%			全国(公立)	47.0%
	数量関係	平均正答率	46.9%		数学的な表現・処理	平均正答率	63.7%
		東京都(公立)	44.3%			東京都(公立)	60.9%
		全国(公立)	44.7%			全国(公立)	63.1%
	総合	平均正答率	52.5%		数量、図形などについての知識・理解	平均正答率	
		東京都(公立)	48.9%			東京都(公立)	
		全国(公立)	49.2%			全国(公立)	

＊今回の調査結果は、学力の特定の一部分であり、生徒の学力すべての状況を表したものではありません。
＊すみだ教育研究所ホームページにも、関連の内容が掲載されています。

様式３

平成20年度「全国学力・学習状況調査（文部科学省）」結果
から分かった本校の現状と授業改善の方向等について

平成２０年９月３０日
墨田区立墨田中学校

国語ＡＢともに、全内容・全観点ともに全国平均・都平均・区平均の全てを上回る結果を出すことができた。
主として「知識」に関する問題である国語Ａでは、「話すこと・書くこと」の平均正答率が全国平均を約６％も上回ることを筆頭に３～６％は上回る結果を出している。しかし、主として「活用」に関する問題である国語Ｂでは、他の平均と比べて多少上回っているものの、国語Ａほどの数値はでていない。
この２点に注目をすると、知識はあれど活用の能力の伸びが弱いことが明らかであり、これは、墨田区学力調査でも同じ傾向が出ている。
今後は、現在も実施している「朝読書」を継続すると共に、国語の授業や他の活動で「書く作業」を取り入れ、自分の考えを文章にまとめる活動を強化していきたい。

数学では、数学Ａの「数と式」の平均正答率が、都平均・区平均は上回っているものの、唯一全国平均を下回ってしまった。また、同じく数学Ａの「数学的な処理・知識」の平均正答率は、都平均・区平均は上回っているが、全国平均と同じ数値になっている。しかし、主として「活用」に関する問題である数学Ｂは全内容・全観点において全国平均・都平均・区平均を上回っている。校内で実施している定期考査でも同じような傾向が見られるが、基本的な知識や理解が不十分でありながら、感覚で慣れてしまい、問題に向かっている姿勢が数字で表れたものであると考えられる。
今後は、単元毎の小テストや定期考査の見直し、問題の反復練習を重視した授業展開を行っていきたい。

鳥取県教育委員会
委員長　山田修平　様

2008年11月14日
日本共産党鳥取県議団
団　長　市谷知子
幹事長　錦織陽子

「全国いっせい学力テスト」の結果を非開示にするための手立てをとること求めます

去る10月30日に開催された教育委員協議会で、平成21年度以降の「全国いっせい学力テスト」(「全国学力・学習状況調査」)の結果を、「県情報公開条例」を改正し、開示請求者に使用制限を科した上で、「市町村別・学校別」の調査結果を開示するとの方向性が確認され、本日の定例教育委員会で了承されると聞いています。

これまで教育委員会は、①実施主体である国が非開示（非公表）を前提に実施していること（過度の競争や序列化が生じるおそれがあるから）、②過度の競争や序列化が生じるおそれ、③子どもたちの心情に対しての教育的配慮が必要、との理由でテスト結果を非開示としてきました。つまり、子どもたちを序列化し過度の競争教育にまきこんではならないとの理由から、非開示としてきたと認識しています。

ところが、今回、「非開示」から「開示」へと、教育委員会の態度が一転しました。テストのあり方そのものが何も変わっていないのに、教育委員会自身が今まで主張してきたことはいったい何だったのでしょうか。開示請求者に「使用制限」を科すから教育的配慮はしたとのことですが、教育的配慮が必要というのなら、なぜ教育委員会自身がその配慮を行わないのでしょうか。非常に大きな疑問を感じます。それに、一度外に出した情報を制限すること自体困難であり、実際には「配慮なき開示」となる可能性は大いにあります。このたび教育委員会が「非開示」から「開示」へと態度を転換したことは、子どもたちを過度の競争教育から子どもたちを守るという教育委員会自身の主張と責任を投げ捨てたものだといわざるを得ません。

また、「地域で情報を共有して活用」し、子どもたちの教育に役立てるとのことですが、そもそもこのテストは、その調査目的にも記されているように「各教育委員会、学校自身が、結果を知り、その改善を図るため」とされており、あくまで専門的に教育に直接携わる者に対して、やってきたことの検証と改善を求めているのであって、地域や家庭にまで、その役割を求めているものではありませんし、地域や家庭にその役割を求めることは、全ての子どもたちに等しく教育を受けるための条件整備をするという教育行政の責任を放棄することになります。

この間、私たちは繰り返し指摘してきました（資料①「２００８年９月県議会討論」参照）が、そもそもこの「全国いっせい学力テスト」は、すべての子どもに名前を書かせてテストをうけさせることで、子ども、学校、市町村、都道府県ごとにテスト結果を序列化することが可能となり、子どもたちを競争教育へと追い込んでいく、また現場の教師たちを、テスト結果には現れない子どもへのかかわりよりも、テストで高得点を取るための対策に集中させ、成績重視の競争教育と成果主義教育に、教師も学校も追い込んでいく危険性のあるものです。そして、序列化されたテスト結果を開示すれば、いっそう子どもや教師、学校を競争教育へ追い込んでいくこととは火を見るより明らかです。このことは、「教育の目的は人格の完成にある」とした教育基本法、及び「国連子どもの権利委員会」から「高度に競争的な、教育制度によるストレスにさらされ、子どもが発達にゆがみをきたしている」との改善勧告にもそむくものです。

私たちは、改めて、教育委員会に対して、「全国いっせい学力テスト」の中止を国に求めること、及びテスト結果の非開示とするための手だてをとるよう求めます。

【要望項目】

① 「全国いっせい学力テスト」結果を非開示とすること。
② 県情報公開条例の改正は、テスト結果そのものを非開示情報として扱うようにすること。
③ 「全国いっせい学力テスト」の中止を国に求めること。

資料①

《２００８年９月県議会》

議員提出議案第７号「全国学力・学習状況調査の開示を求める決議案」に対する反対討論

日本共産党の市谷知子です。日本共産党県議団を代表して、議員提出議案第 7 号「全国学力・学習状況調査の開示を求める決議案」に対する反対討論を行います。

私は、「全国学力・学習状況調査」いわゆる「全国いっせい学力テスト」の結果を開示するかどうかの問題は、単に「情報公開」の問題として見るのではなく、きわめて「教育のあり方」そのものに関る問題として考えていく必要があると思います。

そもそも「全国いっせい学力テスト」は、文部科学省が出した実施要領によれば、「各教育委員会、学校が、全国的な状況との関係で、自らの教育の成果と課題を把握し、改善サイクルを確立すること」とされています。一見聞こえはいいようですが、教育委員会や学校は、毎年文部科学省が実施するたった２教科の学力テストの結果でもって、それがあなたたちの教育の成果なんですと評価され、その成果をあげるための対策を立てなさいと文部科学省から言われているということです。それは、現場の教師たちを、テスト結果には現れない子どもへのかかわりよりも、テストで高得点を取るための対策に集中させ、成績重視の競争教育と成果主義教育に、子どもも、教師も、追い込んでいくということに他なりません。こういうレールが引かれた中で、テスト結果が外に出ることを許せば、競争教育にいっそう拍車をかけることは火を見るより明らかです。

そもそも教育とは何のためにあるのでしょうか。教育は、「教育基本法」第１条で、「その目的は人格の完成にある」とし、また日本も批准をしている、国連「子どもの権利条約」では、教育とは「子どもの人格、才能及び精神的及び身体的な能力を、その可能な最大限度まで発達させることを、めざすべきもの」とされています。つまり、「子どもの全人格的な発達を保障」するのが、教育です。

しかし「全国いっせい学力テスト」を実施し、そのテスト結果をオープンにすることは、テスト結果中心の競争教育を助長し、教育を、子どもの発達保障という本来のあり方とはまったく違う、競争教育へと、変質させるということです。

また、こういった競争教育を促進する行為は、「国連子どもの権利委員会」から日本が指摘されている、「高度に競争的な、教育制度によるストレスにさらされ、子どもが発達にゆがみをきたしている」との改善勧告にもそむくものです。

そして、この「全国いっせい学力テスト」そのものについて、日本弁護士連合会は、「学校教育現場にテスト成績重視の風潮、過度の競争をもたらし、教師の自由で創造的な教育活動を妨げることになり、これは教育基本法で禁止されている「教育に対する不当な支配」に該当する。つまり教育基本法に抵触する、違法の疑いが強いことを指摘しています。

また同じく日本弁護士連合会は、テストによってもたらされる競争教育は、子どもの全人格的な発達を阻害するだけでなく、障害のある子どもを排除するという差別を招くなど、「子どものがその能力に応じてひとしく教育を受ける権利」を保障した、憲法第２６条に抵触する可能性も指摘しています。

このように、「全国いっせい学力テスト」そのものが、教育を変質させ、情報公開条例の上位法となる教育基本法や憲法に抵触する可能性が指摘されているわけですから、「情報公開条例があるのだからテスト結果の開示は当然」という論は、非常に浅はかな論理だと、私は思います。

また本決議案では、鳥取県情報公開条例の特殊性、県条例第９条第２項第７号の規定「１１人以上の学級ごとの成績を開示すべき」としている部分を取り上げ、開示しないのは条例違反との見解を述べています。しかし、この条項をつける発端となった質問をこの議場で行った、

当時の川上よしひろ県議会議員はこう述べています。「平均点を公表することでいい意味での学校間競争を促すことにつながる」「昔、旧日本軍が大本営発表という公表をした。その精神的構造は一緒のものがあります」と述べ、子どもの学ぶ意欲と、兵士が戦争に出撃していく意欲とを同列に扱い、テスト結果の公表で競争意識を駆り立てることの必要性を述べています。私は、この議事録を読んで、本当にひどいと思いました。子どもは戦う兵士ではないし、戦うために学んでいるのではありません。結局、鳥取県情報公開条例のこの条項は、「子どもに競争させること。たたかわせること」が目的の条項です。子どもの発達保障や教育を等しく受ける権利を明記した教育基本法並びに憲法の精神からは否定されるべき競争教育が、この条項の目的であるならば、違法性の強い条項だと私は思います。

今私たち県議会議員がとるべき道は、こういった、教育の本来のあり方にふさわしくない、情報公開条例のこの条項に迎合するのではなく、教育基本法や憲法にそって鳥取県情報公開条例こそ改正すべきだと、私は思います。

また、本決議案では、「調査結果を教育現場のみならず、保護者や地域が共有することは、学校、家庭、地域が連携して子どもたちの健全な育成に社会全体で取り組むことを可能にする」と述べています。しかし、そもそも「全国一斉学力テスト」は、その調査目的にも記されているように「各教育委員会、学校自身が、結果を知り、その改善を図るため」とされており、あくまで専門的に教育に直接携わる者に対して、やってきたことの検証と改善を求めているのであって、地域や家庭にまで、その役割を求めているものではありません。

そして何より、これまで鳥取県基礎学力調査の結果の公表によって、「勉強が苦手な子どもに対してほかの保護者から、「学級の平均点を下げている」とか、「勉強の邪魔をしている」など批判の声が普段から聞こえるようになった。」、こんな声が寄せられるほど、テスト結果の公表で、学校、家庭、保護者が連携するどころか、ばらばらにされてしまうということは、もう証明ずみではないでしょうか。私は、二度とこの過ちは繰り返してはならないと思います。

最後に、先日の一般質問で私は、テスト結果が公表されたことをうけての兵庫県の中学生のメールを紹介しました。「出来損ないって言われている感じ。みんなに迷惑かけちゃって。自分はごめんねしか言える立場にない」このメールを紹介しましたが、たとえ一人であっても、子どもに、こんな「せつない」思いをさせてはいけないと思います。そして、テストをうけた当事者である子どもたちが、開示してほしくないと思っても、それが言えないような状況の中で、大人が勝手に、開示せよとせまるのは、子どもに対する権利侵害だと私は思います。

競争教育を推進して子どもの発達を阻害し、教師から教育の自由を奪う、「全国いっせい学力テスト」と、テスト結果の開示はやめるべきであることを、重ねて主張しまして、議員提出議案第7号に対する反対討論とさせていただきます。